

| |
|--|
| 国名 |
| 東ティモール |
| 在外公館名 |
| 在東ティモール日本国大使館 |
| 情報確認年月日 |
| 2019年5月27日 |
| 医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの概要（ <input checked="" type="checkbox"/> は該当） |
| <input checked="" type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品か確認する必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 事前に渡航先の国から許可を得る必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 渡航前に準備が必要な書類がある。 <input type="checkbox"/> （滞在期間と一日用量から計算される量にかかわらず）持ち込むことができる医薬品の数量に制限がある。 <input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。 <input type="checkbox"/> その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。 |
| 医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容 |
| <p>・ 東ティモールで扱われている医薬品のリスト（TIMOR LESTE ESSENTIAL MEDICINES LIST (TLEML)）が下記 URL に掲載されており、これに含まれない医薬品を個人使用目的で東ティモールに持ち込もうとする場合には、事前に許可申請が必要。</p> <p><u>TIMOR LESTE ESSENTIAL MEDICINES LIST</u> https://apps.who.int/medicinedocs/documents/s23297en/s23297en.pdf</p> <p>・ 上記の許可の申請は、以下の窓口に次の書類（英文）を添えて行う。</p> <p>①医師の処方せん ②医師の診断書（その医薬品の使用が必要な理由も記載すること） ③持ち込もうとする医薬品の品名・数量を記載した文書</p> <p>（申請窓口）</p> <p>1. Director: Mr. Delfim da C. Xavier, ph Tel : +670-77546543 E-mail: delfim_costa@yahoo.com</p> <p>2. Dept. Head of Pharmacy-Surveillance and Control: Inacio da Costa Ph Tel : +670-77070975 Email : costa_inacio@yahoo.com</p> |

- ・ TLEML に記載されている医薬品であっても、東ティモールに個人使用の目的で医薬品を携行する場合には、空港到着時の税関での荷物検査を想定して、自らが使用するためのものである事を説明できるよう、医師の処方せんや診断書など（英文）を携行することが望ましい。
- ・ また、医療用の麻薬や向精神薬は、東ティモールでは取扱いに特別なライセンスが必要とされていることもあり、旅行者が個人使用のため携行する場合でも、不要なトラブルを回避するため、あらかじめ上記の窓口に、持ち込みの可否を確認することが望ましい。

渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ

参考情報

- ・ 東ティモール財務省（英語）（※ 別紙 4 参照）
<https://www.mof.gov.tl/customs/travelling-to-timor-leste/goods-you-can-bring-in/?lang=en>

上記 URL の税関に関するページに、無税で持ち込める品目のうち以下の記載あり。
 - ・ Medicine: quantity corresponding to the personal needs of the traveller
 - ・ Medicine: quantity corresponding to personal use
- ・ 東ティモール保健省薬務局（仮称）の URL（英語あり）
<http://www.ms.gov.tl/dnfm/>